

2021年5月19日

横浜刑務所長

白川 秀史 殿

神奈川県弁護士会

会長 二川 裕之

要 望 書

当会は、申立人 X 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴職に対し、下記のとおり要望いたします。

要望の趣旨

1. 収容者から民事訴訟への出廷許可願いが出された場合、出廷権の基本的権利性に鑑み、原則として出廷を認めつつ、例外として当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのために出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限って出廷を不許可とすべきこと
2. 上記の運用のための具体的処理規程を策定し、不許可の場合には収容者に具体的理由を告知するなどして、当該収容者の出廷権の実現に十分に努めること

要望の理由

別紙調査報告書のとおり

以上

2019年（救）第9号
X 申立事件

2021（令和3）年4月6日

調 査 報 告 書

神奈川県弁護士会
会長 二 川 裕 之 殿

神奈川県人権擁護委員会
委員長 櫻 井 み ぎ わ

頭書事件につき、その調査の結果を以下のとおり報告する。

第1 申立の概要

申立人 X（以下「申立人」という。）が、横浜刑務所にて収容中、訴訟を提起し（以下「本件訴訟」という。）、横浜刑務所長に対して口頭弁論期日への出頭許可を求めたものの、2度にわたって不許可処分（以下、併せて「本件処分」という。）を受け、このために裁判所へ出頭することができず、訴えの取下げ擬制（民事訴訟法263条）となってしまうことが、横浜刑務所長による人権侵害であるとして人権救済を求めた事案である。

第2 当委員会が認定した事実

- 1 平成25年6月21日、申立人は、横浜刑務所に収容された。申立人は、令和5年12月3日に刑の終了が予定されている。
- 2 平成31年3月14日、申立人は、Aに対して、慰謝料1000万円の一部として100万円を支払うことを求める損害賠償請求として本件訴訟を横浜地方裁判所に提起した。本件訴訟の第1回期日は、令和元年5月15日と指定された。

請求の内容は、概要、以下のとおりである。

- (1) 平成28年9月頃、国立研究開発法人 B の職員（研究員）である Aは、横浜刑務所に収容中の申立人に対して、成人矯正に関するアンケート

トを依頼した。

(2) 申立人は、当該アンケートに回答する際、Aに対して、自立支援施設や信用情報機関等、自身に関する複数の機関への取次ぎを行うことを依頼し、Aはこれを了承した。

(3) ところが、Aは、上記約束を完全には履行せず、各機関への取次を行わなかった。

(4) 上記の黙殺は個人情報詐取や契約違反に該当するため、慰謝料1000万円のうち一部請求として100万円を求める。

3 平成31年4月15日、申立人は、横浜刑務所長に宛てて裁判所への出頭許可を願箋提出により願い出たが、同日頃、横浜刑務所長は出頭不許可の処分を行ったため、申立人は、令和元年5月15日に開かれた第1回期日に出頭することが出来なかった。

なお、Aからは、平成31年4月24日付けで和解を希望する旨の答弁書が提出されたが、訴訟記録上、Aが上記第1回期日に出廷したことは確認できなかった。

4 令和元年5月16日、申立人は、横浜地方裁判所の担当書記官より、次回期日が令和元年5月29日に指定された旨及び次回も不出頭の場合には訴えの取下げがあったものとみなされる旨の期日呼出状を受け取った。

そこで、同月17日、申立人は、当該期日呼出状を添えて横浜刑務所長に宛てて裁判所への出頭許可を願箋提出により再度願い出たが、横浜刑務所長は再び出頭不許可の処分を行った。

5 令和元年5月29日に開かれた第2回期日においても、当事者双方とも出頭しなかったため、本件訴訟については訴えの取下げがあったものとみなされた(民事訴訟法263条)。

6 申立人から聴取したところによれば、申立人は、本件訴訟を提起する際、訴訟代理人を選任できることは認識しており、また資力等の理由から訴訟代理人を選任することができない場合のために民事法律扶助(法テラス)の仕組みがあるということも十分に認識していたが、自らの意思で利用したくないと考えたため利用しなかったとのことである。

また、申立人から聴取したところによれば、収容中に申立人が提起した民事訴訟は本件訴訟以外にはないとのことであった。

7 他方、当事件委員会からの文書照会に対する横浜刑務所の令和2年12月9日付け回答(以下「刑務所回答」という。)によれば、被収容者の民事出廷の許否については、昭和35年7月22日付け矯正甲第645号法務省矯正局長通達「収容者提起にかかる訴訟の取扱いについて」に基づき刑事施設の長が判断しているとのことであったが、本件処分の判断理由については、

管理運営上の支障があると認められたことによるものであるとのみ回答があった。

また、当事件委員会は、横浜刑務所に対して、収容されている者が過去5年間に民事訴訟への出頭許可を求めた件数及びこれを許可した件数並びに不許可とした場合の理由についても照会したが、刑務所回答から回答は得られなかった。

第3 当委員会の判断

1 裁判所に出頭する権利（出廷権）について

憲法32条は裁判を受ける権利を保障しているところ、当該権利は、憲法や法律上の権利・自由を実効的に保障する重要な基本的人権である。

また、憲法82条1項は裁判の対審及び判決は公開法廷で行う旨定めていることから、対審（民事訴訟においては口頭弁論期日がこれに該当する）のために裁判所に出頭することもまた、憲法の許容する例外を除き憲法上保障されている権利であると考えられる（札幌高判昭和52年9月26日判タ364号205頁参照）。

2 刑務所長による出頭許否の裁量について

(1) 他方で、懲役刑は刑事施設に拘置して所定の作業を行わせるという内容の刑罰であり（刑法12条2項）、受刑者を社会から隔離し一定の労役を科すことによって受刑者の改善・更生を図ることを目的とするものである。刑事裁判の確定判決を受け懲役刑に服する者が対審のために裁判所に出頭して訴訟を進行する自由も尊重されなければならないが、他方で法律の定める手続によれば人身の自由に一定の制限が加えられることもあることから（憲法31条の反対解釈）、一定の制約があることは想定されている。

また、民事訴訟に関していえば、第1回期日においては原告が裁判所に出頭しなくとも訴状を陳述したものとみなす陳述擬制の制度が存在するほか（民事訴訟法158条）、そもそも訴訟代理人を選任して訴訟を進行することが可能であり、また資力等の理由から訴訟代理人を選任することができない場合であっても、民事法律扶助（法テラス）等の仕組みによって訴訟代理人を選任する途が開かれている。

(2) したがって、懲役刑の執行という目的のために必要な範囲で、受刑者の裁判所に出頭する権利を制限することも憲法の許容する例外に該当し、刑事施設の長は、その出廷の拒否を決する一定程度の裁量を有するものと考えられる（東京地判平成28年5月23日WLJP文献番号：2016WLJPCA05238009参照）。実際にも、受刑者が民

事訴訟への期日出頭許可を求めた際の許否の判断基準としては昭和35年7月22日付け矯正甲第645号法務省矯正局長通達「収容者提起にかかる訴訟の取扱いについて」があり、施設長は、具体的事件における出廷の必要性の程度及び出廷の拘禁に及ぼす影響の程度等を勘案して、その裁量により期日出頭の許否を決定するものとされている。

- (3) しかしながら、上述のとおり出廷権が憲法上保障される基本的人権であることからすれば、上記の裁量も決して広範に認められるべきものではなく、原則として出廷を認めつつ、例外として当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのために出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷を不許可とするべきである。この点は、日弁連及び各単位会が古くから強く問題意識を持ってきたところであり、日弁連は2007（平成19）年10月24日付け「刑事被拘禁者が民事訴訟に出廷できない運用の改善を求める意見書」を公表するとともに法務大臣・法務省矯正局長・東京拘置所長宛てに同年11月6日付け勧告書（日弁連総第62号）を出し、同旨の勧告を行うに至ったことを付言する。

3 本件の検討

- (1) そこで、2度にわたって裁判所への出頭を不許可とした本件処分が申立人の出廷権を侵害するものであるかどうかを検討する。
- (2) 刑務所側の判断理由

懲役受刑者を民事訴訟・行政訴訟へ出廷させることは、懲役刑の作業を中断させるとともに、限られた職員の人数を割いて対象者の護送及び戒護を必要とするものであるから、出廷許否の判断にあたっては受刑者の強制処遇の適切な実施への影響並びに刑事施設の規律及び秩序に及ぼす影響との調整を図る必要もあることは否定できない。

しかしながら、刑務所回答によれば、被収容者の民事出廷の許否については昭和35年7月22日付け矯正甲第645号法務省矯正局長通達「収容者提起にかかる訴訟の取扱いについて」に基づき刑事施設の長が判断しているとのことであったが、本件処分の具体的な判断理由については、管理運営上の支障があると認められたことによるものであるとのみ回答されており、刑事施設内の規律及び秩序の維持にどの程度の障害が生ずる具体的蓋然性があるかについてどの程度検討されたのか明らかでない。

- (3) 濫訴であるともいえないこと

また、本件訴訟における申立人の請求は、法律構成として不明瞭な部分はあるものの、平成28年9月頃には申立人とAとの間で刑務所外の機関への取次ぎに関して何らかの合意が成立したにも関わらずそれが適切に履行されなかったことによる、債務不履行に基づく損害賠償請求であると考えられ、法的に構成できる内容となっている。

そして、収容中に申立人が提起した民事訴訟は、本件訴訟以外にはないとのことであった。

加えて、Aからは和解を希望する旨の答弁書が提出されていたことからすれば、(訴訟記録上はAが出廷していたかは定かでないものの)申立人が出廷することで和解が成立していた可能性も否定できない。

したがって、本件訴訟が申立人による完全な濫訴であるとまではいえず、相当程度の理由のある訴訟であったと考えられる。

(4) 以上より、上記2の基準に照らせば申立人に出廷権の侵害が生じたことは認定できる。

4 本件において取るべき処置(要望)

(1) 他方で、本件においては以下の事情も認められる。

ア 民事法律扶助の利用について

民事訴訟においては訴訟代理人を選任して訴訟を進行することが可能であり、また資力等の理由から訴訟代理人を選任することができない場合であっても民事法律扶助(法テラス)等の仕組みによって訴訟代理人を選任する途が開かれている。上記第4の認定事実のとおり、申立人はこれを認識していたものの、明確な理由なく自らの積極的意思で利用していなかった。

イ 出訴制限について

また、2回の不出頭により本件訴訟は訴えの取下げ擬制によって終了したものの、取下げが擬制されたに過ぎないことから再度の訴訟提起は制限されない。特に、本件訴訟における申立人の請求は、平成28年9月頃には申立人とAとの間で刑務所外の機関への取次ぎに関して何らかの合意が成立したにも関わらずそれが適切に履行されなかったことに基づく債務不履行構成であると考えられるところ、債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効は10年(改正前民法167条1項)であり、他方で申立人は令和5年12月3日に刑の終了が予定されていることから、出所後に再度訴訟を提起することも妨げられない。

(2) 小括

上記3のとおり申立人に出廷権の侵害が生じたことは明らかであるが、本件処分の具体的な判断理由が明らかではなく、また当会から横浜

刑務所に対する過去の類似事案が見当であることから、権利侵害の程度及び横浜刑務所の裁量に鑑みて、現時点では勧告ではなく要望に留めると考えるのが相当である。もつとも、将来的に類似事案が発生した場合には、勧告となる余地も十分にあることは当事件委員会の意見として付言する。

第4 結論

以上より、本件の調査結果及び認定事実を考慮するに、横浜刑務所長が申立人の裁判所への出頭を2度にわたって不許可とした本件処分は、刑務所長による裁量を逸脱した不当な処分であり人権侵害であると認定され、本件における具体的事情に鑑みて、別紙「要望書」記載のとおり、横浜刑務所長に対し要望すべきであると思料する。

以上